まで並びに第十七条の十三第一項の項を削り、同表第十七条の二第三項第二号及び第十七条の十の項中「及び第十七条の十」を削り、「登録海技免許講習を」の下に「行う者（以下「登録海技免許講習実施機関」という。）」を、「養成を」の下に「行う者」を加え、同表中第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで及び第十七条の十三第一項の項を削り、第十七条の二第三項第三号の項の次に次のように加える。

第十七条の二第三項第四号	登録海技免許講習事務	登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成に関する事務

第四条の表第十七条の三第二項の項中「第十七条の十八及び第十七条の十九において準用する第十七条の二」を「前条及び第十七条の十八」に改め、同表第十七条の四及び第十七条の九の項、第十七条の五の項及び第十七条の六第一項の項を削り、同表第十七条の十の項を次のように改める。

第十七条の十	登録海技免許講習を	登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を

第四条の表第十七条の十一第一号の項、第十七条の十一第二号の項、第十七条の十一第三号の項、第十七条の十一第四号の項、第十七条の十五第二号の項及び第十七条の十五第三号の項を削る。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とする。

第十一条の表中第十七条の四及び第十七条の九の項を削り、第十七条の六（見出しを含む。）の項の次に次のように加える。

第十七条の九	登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定	登録操縦免許証更新講習又は登録操縦免許証更新講習を行う者が第二十三条の三十四において準用する第二十三条の三十第一項各号に掲げる要件のいずれか
	同項の規定	当該要件

第十一条の表第十七条の十一第一号の項中「又は第三号」を削り、同表第二十三条の三十第一項の項中「前条の規定」を「前条」に改め、「の規定及び第二十三条の三十四において読み替えて準用する次条第二項において準用する第二十三条の三十三の規定」を削り、同表第二十三条の三十一第二項の項中「第二十三条の三十三」を「前条及び第二十三条の三十三」に改め、同条を第十三条とする。

第十条の表中第十七条の四及び第十七条の九の項を削り、第十七条の八第二項の項の次に次のように加える。

第十七条の九	登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定	登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習又は登録小型船舶教習実施機関が第二十三条の三十第一項各号に掲げる要件のいずれか
	同項の規定	当該要件

第十条の表第十七条の十一第一号の項中「又は第三号」を削り、同条を第十二条とし、第九条を第十一条とする。

第八条の表中第十七条の四及び第十七条の九の項を削り、第十七条の六（見出しを含む。）の項の次に次のように加える。

第十七条の九	第十七条の二第一項	第二十三条の二十六第一項

第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（登録漁ろう操船講習機関の登録の有効期間）

第六条　法第二十二条の六第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（登録漁ろう操船講習機関等に関する読替え）

第七条　法第二十三条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の五	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	第二十二条の五第三項第二号から第四号まで
第十七条の六（見出しを含む。）	登録海技免許講習事務規程	登録漁ろう操船講習事務規程
第十七条の九	登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定	登録漁ろう操船講習機関が第二十二条の五第一項各号に掲げる要件のいずれか
	同項の規定	当該要件
第十七条の十一、第十七条の十四並びに第十七条の十五第一号及び第四号	第四条第二項	第二十二条の四
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号	第二十二条の五第二項第一号

別表第一中「第十三条」を「第十五条」に改める。

別表第二中「第十二条」を「第十四条」に改める。

（船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正）

第四条　船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十五年政令第四百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第十七条の二第一項の項、第十七条の二第二項の項及び第十七条の二第二項第二号及び第十七条の十五第四号の項を削り、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第三号の項中「及び第三項第三号」を削り、「登録海技免許講習の」の下に「実施に関する事務（以下「登録海技免許講習事務」という。）」を、「登録電子通信移行講習の」の下に「実施に関する事務」を加え、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第四号、第十七条の四（見出しを含む。）、第十七条の六第一項、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二まで並びに第十七条の十三第一項の項を削り、同表第十七条の二第三項第二号の項中「登録海技免許講習実施機関」という。）を、「登録電子通信移行講習を」の下に「行う者（以下「登録海技免許講習実施機関」という。）」を加え、同表第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで及び第十七条の十三第一項の項及び第十七条の三第二項の項を次のように改める。

第十七条の二第三項第三号	登録海技免許講習	登録電子通信移行講習
第十七条の二第三項第四号	登録海技免許講習事務	登録電子通信移行講習の実施に関する事務